（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

第八条　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号（裏面）を次のように改める。

（裏　　面）

注　意

1　児童扶養手当認定通知書を受けた人で全額支給停止でない方の児童扶養手当は児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座に振り込まれることになつています。

2　この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができません。

3　この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、処分を行つた都道府県知事又は市町村長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

様式第十一号の三（裏面）を次のように改める。

（裏　　面）

注　意

1　児童扶養手当現況届は毎年８月１日から８月31日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

2　支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなつた場合又はあなたが児童扶養手当法第９条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き１年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになつた場合などには、支給停止が解除されることがあります。

3　児童扶養手当法第13条の２の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町役場の人によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出して下さい。

①　就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。

②　障害の状態にある。

③　負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。

④　監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。

4　この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができません。

5　この通知を受けた日の翌日から起算して、６か月以内に、処分を行つた都道府県知事又は市町村長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

様式第十二号から様式第十五号までを次のように改める。

様式第十二号（第十七条関係）

第　　号

児童扶養手当認定請求却下通知書

氏　名	
住　所	
却下した理由	

平成　　年　　月　　日付けで児童扶養手当認定の請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。

これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して、６か月以内に、処分を行つた都道府県知事又は市町村長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

平成　　年　　月　　日

都道府県知事（福祉事務所長）
市町村長（福祉事務所長）　印

殿